

議案第112号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）及び二重傍線を付した共通見出しを加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u> [ 1・2 略] <u>(令和4年8月から同年10月までの各月分の 料金の徴収の特例)</u> <u>3 令和4年8月1日から同年10月31日まで の間に行つた点検又は認定に係る水量に基 づき算定する料金については、第25条及び 第26条第1項の規定にかかわらず、同項の 表の基本料金に係る料金は徴収しない。</u>	附 則 [見出しを加える] [ 1・2 同左]  [新設]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

令和4年8月から同年10月までの各月分の水道料金のうち基本料金に係る料金を徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。